

壱岐市農業委員会定例会（平成29年10月）

議 事 録

1. 開催日時 平成29年10月25日（水） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 18名
4. 欠席委員 なし
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
  - 第2. 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第57号 非農地証明願について
  - 議案第58号 平成29年度農用地地用集積計画について（第4回）
  - 議案第59号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第60号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について

7. その他

---

開 会 （ 午 前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さんおはようございます。本日は会議終了後、研修旅行を計画しておりますので、ご参加されます委員さん方はよろしくお願ひいたします。定刻になりましたので、只今から平成29年10月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日の出席委員は19名中19名で定数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは早速議事に入りたいと思います。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いをいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

33番 土地の所在

郷ノ浦町坪触字梅津・・・・・・・・台帳、現況地目 田 面積 744㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地ですが、田が4,400㎡、畑が1,910㎡、計の6,310㎡です。

申請理由

譲渡人 譲渡人の要望により贈与する。

譲受人 買い受けて規模拡大を図る。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

審査基準の各号の「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具は耕耘機、田植機、バインダー、ハーベスター、軽トラックを所有してあります。農作業歴は本人が20年、妻10年、父60年、母53年です。通作距離は2km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農地所有適格化法人要件」、譲受人は個人であり、適用はありません。

「信託要件」、信託でないので適用はありません。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超えている。

「転貸禁止要件」、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には当たらない。

「地域との調和要件」ですが、申請地は今まで通り飼料を作付ける予定であり、本件の権利取得後により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと判断しております。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

10月19日に・・・委員さんと譲受人のお母さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長 はい、・番・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。19日に譲受人立ち会いの下、現地確認を行いました。譲渡人は福岡に居られ農地はこの1筆で今まで耕作されてありました譲受人への贈与という事でございますので何ら問題はないかと思えます。譲受人の方も勤めに出ながらですけれども家で牛を飼いながら土・日また時間があいた時には農作業で頑張っておられますので別に何ら問題はないかと思えますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第54号33番は決定いたします。

続きまして議案第55号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第55号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

5番 土地の所在

芦辺町中野郷東触字赤岸・・・・ 台帳、現況地目共に畑 面積 502㎡

転用目的 倉庫及び駐車場

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 申請地に倉庫及び駐車場を設置したいので申請します。というものです。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断致しております。位置図、写真、配置図は3頁から5頁です。10月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・番・・委員。

・・委員 只今、事務局が申しました通り19日に申請人立ち会いの下、現地を確認いたしました。本人は、塾も経営されていますし、水稻中心の委託作業をされていまして、どうしても農業倉庫がいるという事で申請をされたそうです。刈取りはかなりの面積をされていまして、乾燥機等も据え付けられて頑張っておられます。地域の為に非常に貢献されているようです。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第55号は、意見を付して進達いたします。続きまして議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

16番 土地の所在

郷ノ浦町本村触字大神・・・・・・ 台帳、現況地目共に畑 面積 536㎡

転用目的 倉庫用地

貸付人、・・・・・・

借受人、・・・・・・

申請理由 来春に現在の店舗を移転し、ホームセンター形式で開店予定であるが、商品を保管する倉庫が不足するため、申請地を借り受け、倉庫用地として利用するため申請します。というものです。権利の設定内容は使用貸借権です。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断致しております。位置図、写真、配置図は8頁から10頁です。10月18日に・・委員さんと借受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員・・・・・・担当の・・です。事務局の説明のとおり10月18日の夕方におきまして貞方さんの立ち会いの下、現地確認を行いました。自宅の近くに新しい店舗を新設されるという事で、新店舗からも近くにある申請地に商品を保管する倉庫を建てたいという事であります。何ら問題はないと思っておりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第56号16番は、意見を付して進達いたします。

続きまして17番の説明を求めます。

事務局 17番 土地の所在

石田町南触字錦・・・・・・ 台帳、現況地目共に畑 面積 460㎡

転用目的 住宅用地

貸付人、・・・・・・

借受人、・・・・・・

申請理由 壱岐に帰省し実家で甥家族と同居していますが、申請地を借受けて居宅を建築するため申請します。というものです。権利の設定内容は使用貸借権です。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断致しております。位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。10月20日に・・委員さんと借受人立ち会い

の下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。今、事務局からの説明がありました通り20日に本人さん立ち会いの下、現地確認をいたしました。地図を見て解られると思いますけど、周りは山ばかりですので、何ら周辺農地には影響ないかと思っておりますので、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第56号17番は、意見を付して進達いたします。

続きまして18番の説明を求めます。

事務局

18番 土地の所在

石田町南触字浜田・・・・・ 台帳地目 宅地 現況地目 畑

面積157.19㎡

転用目的 駐車場用地

譲渡人、・・・・・

譲受人、・・・・・

申請理由 自宅裏にある申請地に駐車場を整備したいので、申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、市街地の中にある第3種農地として判断致しております。位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。10月20日に・・委員さんと譲受人のご両親立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 今、事務局から説明がありましたように、20日に・・さん立ち会いの下、現地確認を致しました。ここは元々宅地造成地だった所でありまして、周りは家ばかり建っておりますので、周辺農地の影響はないと思っておりますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第56号18番も、意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第57号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第57号「非農地証明願について」、このことについて、次のと

おり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

8番 土地の所在

郷ノ浦町東触字平・・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 雑種地 面積 3  
83㎡

転用目的 駐車場用地

申請人、・・・・・・

申請理由 平成2年頃から農地とは知らずに、倉庫及び駐車場として利用している。というものです。位置図、写真は18頁から19頁です。10月18日に・・委員さんと現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 ・・です。事務局の説明の通り18日に現地確認をいたしました。19頁の写真の通りで自宅の横の農地に倉庫及び駐車場として利用されてあったようです。周囲の農地にも何ら問題はないと思いますので、皆様、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第57号は、決定いたします。続きまして議案第58号「平成29年度 農用地利用集積計画の承認について（第4回）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第58号 「平成29年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度4回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は23件、借手が19人、貸手が23人です。田が38筆で34,126㎡、畑が16筆で19,495㎡、合計が54筆の53,621㎡です。

この件につきましては、担当地区の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回この一連について、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、21頁から22頁に掲載しております。よろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の説明でございますけど、皆様方の署名、押印を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第58号も決定いたします。

続きまして、議案第59号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第59号と議案第60号は関連がございますので、一括して説明させていただきます。議案第59号 「農地中間管理事業における農用地利用集積計画

の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。24頁～25頁の平成29年10月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度23頁をお願いいたします。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定、9年間のもので田が11筆で19,310㎡、畑が2筆で933㎡、賃借権設定の合計が13筆で20,243㎡、使用貸借設定5年間のもので田が3筆で9,065㎡、畑が2筆で2,203㎡、10年間のもので田が13筆で40,771㎡、畑が1筆で2,168㎡、使用貸借設定の合計が19筆で54,207㎡となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

26頁をお願いいたします。議案第60号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により意見を求められております。27頁～28頁の平成29年10月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度26頁をお願いいたします。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案は、議案第59号で説明いたしました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第59号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画案の決定は、同時施行といたします。

これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あり】 それではご異議ないようですので、議案第59号と議案第60号は決定いたします。その旨回答いたします。

皆さん方から何かございましたら、ございませんでしょうか。それでは皆さん方からの意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】 大変お疲れでございました。